主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人森本丈衛の上告理由について。

所論の瑕疵があつても、異議申立なく競売手続が完結した以上、競落人の所有権 取得に消長を及ぼさない旨の原審の判断は正当である。 所論は、独自の見解にもと づき、原判決に法令違背がある如く主張するものであつて、採用しえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁	判長裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	Щ	田	作之	助
	裁判官	草	鹿	浅之	介